



「適格消費者団体設立支援事業」をご活用ください ～ 適格消費者団体の認定を目指す団体を県が支援します ～

消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）の認定を目指す団体を支援することにより、県内における適格消費者団体の設立を促進し、消費者問題への対応力向上を図ります。

<適格消費者団体とは>

事業者の不当な行為に対し、消費者に代わって差止請求等を求めることができる国が認定した団体を言います。

「適格消費者団体設立支援事業」について

1 事業内容

適格消費者団体の立ち上げを目的とした事業の実施に対して補助します。

2 補助金額

補助対象経費（人件費、講師等の謝金・旅費交通費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）の10分の10以内（予算の範囲内で応募団体数に応じて交付します。）

3 応募資格

長野県内に事務所を有する民間団体

（ただし、営利を目的とする団体、宗教活動や政治活動を目的とした団体等は除きます。）

4 募集期限

令和4年4月28日(木) (午後5時必着)

5 応募手続

長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 (〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2) へ、応募書類を郵送により提出してください。

6 選考方法

応募書類の審査を行い、補助対象団体を決定します。

- 応募書類、募集要項等の詳細については、長野県消費生活情報のウェブサイトをご覧ください。
アドレス <https://www.nagano-shohi.net/news/5685/>



相手を確認してから電話にでましょう！

- 在宅中でも留守番電話設定
- 迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
- ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

県民文化部くらし安全消費生活課企画指導係
(課長) 笠原 隆通 (担当) 小口 直浩
電話 026-235-7151 (直通)
FAX 026-235-7374
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp